

アメリカにおける低所得コミュニティの開発と金融(下)

— CRA (1977年), CDFI ファンド (1994年), NMTC (2000年) を中心に —

中 本 悟

はじめに

- I 「もう一つのアメリカ」と低所得コミュニティの開発
 - II コミュニティ開発法人の発展
 - 1 コミュニティ開発法人の特徴
 - 2 コミュニティ開発法人に対する優遇税制
 - 3 コミュニティ開発法人の資金調達
 - (以上, 前号)
 - III 低所得コミュニティ開発のための民間資金の動員 (以下, 本号)
 - 1 1977年コミュニティ再投資法 (CRA)
 - 2 CDFI ファンド (1994年) と NMTC (新市場税額控除) プログラム (2000年)
- おわりに

III 低所得コミュニティ開発のための民間資金の動員

1 1977年コミュニティ再投資法 (CRA)

(1) コミュニティ再投資法の基本

低所得区域への資金供給で画期的だったのは、「1977年コミュニティ再投資法」(Community Reinvestment Act of 1977, 以下 CRA と略記)である。コミュニティ再投資法はその名の通り, 当該地域から生じた資金を地域に再投資し, 地域資金循環を目指すものであり, その仲介者の役割を金融機関(銀行〔commercial bank〕と貯蓄金融機関〔thrift])に社会的義務として課すものである。先の図2でいえば, 金融機関によるコミュニティ開発法人などへの投融資(⑤)を, 金融機関(銀行)に法的義務として課した法律がこれである。

この1977年コミュニティ再投資法は, 1960年代の人種差別是正運動の高まりのなかで誕生した。アメリカの銀行は, 1930年代以降アフリカ系アメリカ人居住区を赤線で囲い (redlining), そのなかの住民に対しては差別的な住宅抵当貸付や金融サービスを行っていた。しかし, 1968年公正住宅法 (Fair Housing Act of 1968) に始まり, 1974年平等信用機会法 (Equal Credit Opportunity Act of 1974), 1975年住宅抵当貸付公開法 (Home Mortgage Disclosure Act: HMDA) に至る銀行の差別的な住宅抵当貸付慣行禁止の一連の法律が成立した。これらの法律を承けて成立したのが, 1977年コミュニティ再投資法である。1977年コミュニティ再投資法は, 以下の8条からなる簡単なものである。⁴⁾

- 第2901条 議会の認識および目的に関する記述
- 第2902条 定義
- 第2903条 金融機関；評価
- 第2904条 議会への報告
- 第2905条 諸規制
- 第2906条 評価文書
- 第2907条 マイノリティおよび女性による支店の運営
- 第2908条 小銀行の規制緩和

コミュニティ再投資法の概要を、これらの条文にしたがって把握する。

第1に、本法の目的は何か。目的について叙述した第2901条は、以下のとおりである。

〔第2901条（議会の認識および目的に関する記述。）〕

- (a) 議会は以下のことを確認する。
- (1) 被規制金融機関は、預金取り扱い施設の営業を許可されているコミュニティの便宜と必要性に応じていることを示す法的義務を課されている。
 - (2) コミュニティの便宜と必要性には、預金サービスと融資サービスとを含む。
 - (3) 被規制金融機関は、その営業が許可されているコミュニティの信用需要に応じる継続的かつ積極的な義務がある。
- (b) 本章（訳者注、コミュニティ再投資法を指す）の目的は、該当する各々の連邦金融機関監督当局が金融機関を検査する際にその権限を行使して、金融機関が安全かつ健全な業務を行いながら、営業を許可されたコミュニティの信用需要に応じるのを促進することにある。〕

如上の条文に明らかなように、1977年コミュニティ再投資法の目的は、「被規制金融機関」に、その預金取り扱い業務施設の設置が許可されているコミュニティの預金サービスや融資サービスに係る便宜とニーズに応じること、そしてコミュニティの信用需要に応じる「継続的かつ積極的な義務」を課したことにある。ここでいう「被規制金融機関」とは、本法の第2902条（定義）で明記しているように、預金保険公社によって「預金が保証されている金融機関」を指す。この立法の背景には、預金が保証されたり、連邦準備制度を「最後の貸し手」として依存しうる金融機関には、その「見返り」(quid pro quo)として、預金取り扱い業務施設の設置が許可されているコミュニティの信用需要に応じる「公共的義務 (public obligation)」があるという考え方があったのである (Brown, Jonathan [1991])。実際、議会におけるコミュニティ再投資法の立法化過程で、ある銀行は低所得者の居住地域から集めた預金額の10%程度しか同地域に融資せず、そのほとんどが他地域に融資されていた例が問題となったのであった。

他方では、コミュニティ再投資法は金融機関に低所得区域向けの信用割り当てを強いて、金融機関の経営を危うくすると批判が銀行業界から高まった。その結果、法案からは定量的な融資枠という条項は削除され、如上の条文のように、金融機関のコミュニティミューの信用需要への対応は、金融機関の「安全かつ健全な業務と両立しながら」(consistent with the safe and sound

operation) 行うことになったのである。また金融機関が、コミュニティの信用需要に応じる具体的方法は特定せず、銀行の方針に委ねている。

第2に、如上の条文に明記しているように、同法は金融機関のコミュニティの信用需要への対応実績を検査する権限を、「該当する各々の連邦金融機関監督当局」に与えた。具体的には、第2902条(定義)に定めるように、財務省通貨監督局(OCC: Office of the Comptroller of the Currency)は国法銀行を、連邦準備制度理事会(Board: Board of Federal Reserve System)は連邦準備制度加盟の州法銀行と銀行持ち株会社および貯蓄貸付組合持ち株会社を、連邦預金保険公社(FDIC: Federal Deposit Insurance Company)は連邦準備制度非加盟の州法銀行および州法貯蓄貸付組合および州法貯蓄組合をそれぞれ担当し、それぞれの金融機関がコミュニティの信用需要に対応しているかを、金融機関の事業記録に基づいて審査する(ただし後に、貯蓄金融機関監督局[OTS: Office of Thrift Supervision]が貯蓄貸付組合を検査することとなった)。

第3に、前記の第2901条にあるように、本法は「被規制金融機関」に対して「コミュニティの信用需要」を充足することを求めているが、「コミュニティの信用需要」についての具体的記述は本法にはない。第2903条(金融機関: 評価)の(a)には、以下のような関連する条項がある。

「第2903条(金融機関: 評価)

(a) 総論

金融機関の検査に関し、当該連邦金融機関監督当局は以下のことを行う。

- (1) 金融機関が、安全かつ健全な業務を行いながら、低所得・低中所得区域を含むコミュニティ全体の信用需要(the credit needs of its entire community, including low- and moderate-income neighborhoods, consistent with the safe and sound operation of such institution)の充足に関する記録を評価する。
- (2) 金融機関による預金取り扱い施設の申請の審査に当たっては、この記録を考慮する。以下、略」

上記のように、金融機関が充足すべき信用需要は、「低所得・低中所得区域を含むコミュニティ全体の信用需要」と定めている。ただし、同法成立の経緯からしてマイノリティが集住する低所得区域への信用供与が焦点であり、なかでも住宅抵当貸付需要の充足が最重点であったことは当然である。

さらに同法の第2907条(マイノリティおよび女性による支店の経営)では、預金金融機関がマイノリティの住民が圧倒的に多い地区にある支店を、マイノリティや女性が所有する預金金融機関に寄付したり、有利な条件で売却したり、無料で賃貸した場合に、その行為によって生じた寄付額や損失額は、その預金金融機関がそのコミュニティの信用需要に応じているかどうかを判断する際の要因となる、と定めている。すなわち、金融機関が充足すべき「コミュニティの信用需要」には、マイノリティや女性の起業のための資金供給まで含んでいるのである。

たしかに同法の成立の経緯および低所得コミュニティの信用実需からいって、住宅抵当貸付が最も重要ではあるが、それに限らず「コミュニティの信用需要」という包括的な規定になっているのである。その後の金融機関監督機関による金融機関のコミュニティ再投資関連活動の評価対

象は、住宅抵当貸付に加えて、小企業貸付や環境整備への貸し付けなど広範にわたるものである。低所得コミュニティの信用需要の内容が変わっても、それに「継続的かつ積極的に」（前記、第2901条(a)の(3)項）応じる法的義務を銀行に課しているのである（この点は、柴田 [2010] が強調）。

第4に、同法は低所得・低中所得コミュニティの信用需要に応じるという法的義務を遂行しない「被規制金融機関」に対して、直接的な制裁を定めてはいない。そうではなく、「被規制金融機関」の預金取り扱い施設の申請に当たって、低所得・低中所得コミュニティへの信用供与が評価されるのである。この点を明記したのが、上に引用した第2903条（金融機関；評価）の「(2)金融機関による預金取り扱い施設の申請の審査に当たっては、この記録を考慮する」という条文である。ちなみに、ここでいう「預金取り扱い施設の申請」が何を指すかは、第2902（定義）の(3)項で定義されており、国法銀行および連邦貯蓄貸付組合の設立認可、州法銀行や貯蓄貸付組合に預金保険を付けること、被規制金融機関による預金取り扱い国内支店およびその他の施設の開設、被規制金融機関の本・支店の移転、被規制金融機関合併・統合・買収・債務引き受け、被規制金融機関の株式や資産の取得、と列記されている。

金融機関監督当局は、金融機関から上に列記したような申請があった場合、低所得コミュニティへの信用供与実績を考慮して、その申請を認可あるいは非認可、あるいは認可の延期や条件付き認可を決定するのである。このようにして、金融監督機関が持っている許認可権限を使って、監督下の金融機関による低所得コミュニティへの信用供与を促進するのである。それが、上に引用した第2901条（議会の認識および目的に関する記述）の(b)項が述べる、「（訳者注：コミュニティ再投資法の）目的は、該当する各々の連邦金融機関監督当局が金融機関を検査する際にその権限を行使して、金融機関が安全かつ健全な業務を行いながら、営業を許可されたコミュニティの信用需要に応じるのを促進することにある」、という条文の意味である。

(2) コミュニティ再投資法の運用強化

コミュニティ再投資法は1977年の成立以来、何度かの修正を重ねてきている。また、金融機関監督当局による金融機関のコミュニティ再投資関連活動の検査や評価の方法も変わってきている。これらの変更は、コミュニティ再投資法の所期の目標である銀行による人種差別的な信用供与の慣行の是正が不十分だというコミュニティ運動団体や議会の主張、銀行によるコミュニティ再投資活動に対する金融機関監督機関の評価が一貫していないとの銀行側からの批判、コミュニティ再投資法に基づく銀行側の文書・データ作成の過重負担、などが問題となったからであった。これらの批判や問題を受けて、コミュニティ再投資法の修正や金融機関監督機関による検査方法の変更が行われた。これらの修正や変更については、別稿（中本悟 [2012] 5-15ページ）で検討した。ここではコミュニティ再投資について、銀行の融資担当役員や金融機関監督機関関係者、住民運動家、住宅研究者など合計100名に及ぶ関係者が2000年に行った討議のまとめ（Belsky, Eric S., Matthew Lambert, Alex von Hoffman [2003]）をもとに、コミュニティ再投資法強化の背景について探る。⁵⁾

コミュニティ再投資法の強化は、その所期の目標が達成されているかどうか、という問いに端を発している。同法の成立によって、人種差別的な信用供与の慣行が是正されたのかどうか。多くのコミュニティ再投資法関係者は、1980年代を通じてあまり成果が上がらなかったという点で一致している。⁶⁾しかし1990年代末には、銀行はコミュニティ再投資活動への強化に取り組むよう

になった。それには3つの要因が作用した (*ibid.*, pp.8-21)。

第1は、1987年の Saving and Loan Association (貯蓄貸付組合) 危機のあと、1989年に成立した「金融機関改革・再生法 (The Financial Institutions Reform and Recovery Act: FIRREA)」によって、1975年の「住宅抵当貸付公開法」(Home Mortgage Disclosure: HMDA) が強化されたことである。同法は銀行に対して、①住宅ローンの申し込みに関して、認可、取り下げ、拒否の内訳、②住宅ローン申し込み者に関して、所得水準、性別、人種の内訳の情報収集を課した。そして、コミュニティ再投資法による金融機関の評価の格付けを公開することを求めた。その後、1990年代初めには、デジタル情報として、これらの銀行の情報が公開されるようになり、従来この種の情報が入手できなかった一般人にも利用可能となった。

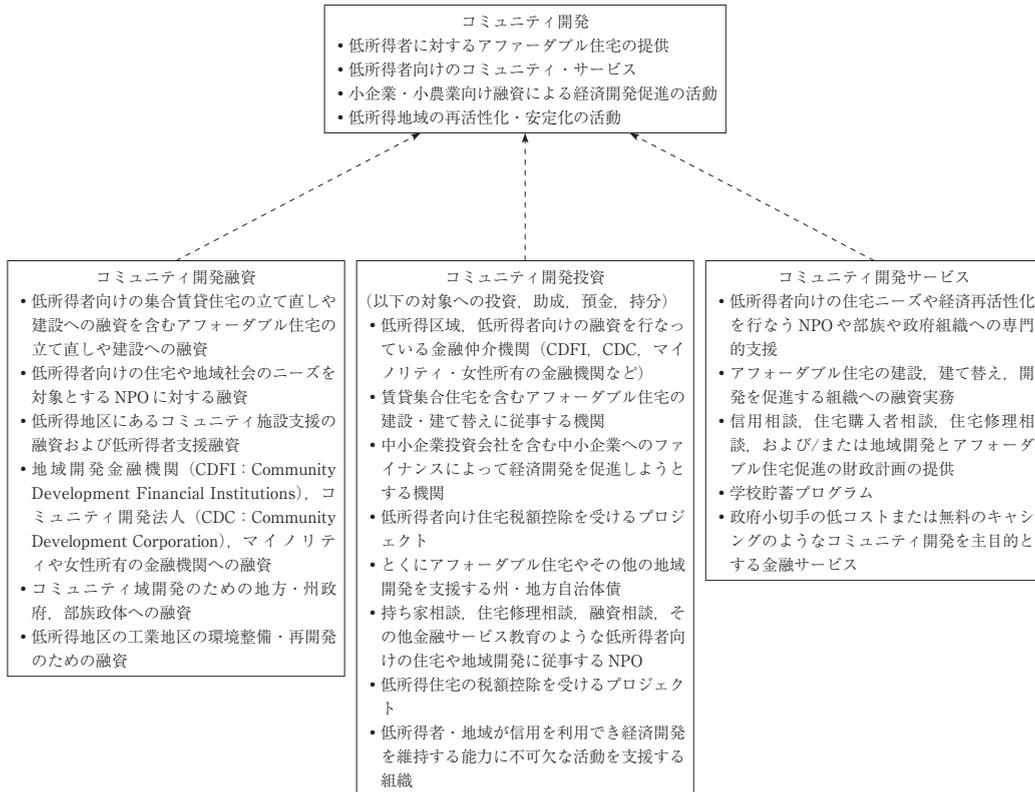
この結果、この公開情報によりコミュニティ団体や地元の新聞が銀行に対して、低所得コミュニティへの信用供与を行うよう圧力をかけた。他方、銀行側は人種差別を行っているとの批判を被ることがコミュニティにおける地位を脅かすとともに、事業拡大を難しくすると認識し、低所得コミュニティへの貸付対応を強化した。

第2に、銀行によるコミュニティ再投資を重視したクリントン大統領の指示のもとで、1995年にコミュニティ再投資法の検査方法が改革された。そして銀行のコミュニティ再投資法関連活動の評価について、①その成果よりも手続きを重視する、②評価の一貫性の欠如、③評価資料作成の過重負担、といった銀行側の批判に対応した。その結果、1997年からは、大銀行は、融資、投資、金融サービスの3つの分野について評価され、合計点に応じて5段階 (Outstanding=最高24点, High satisfactory=最高17点, Low satisfactory=最高12点, Needs to improve=最高5点, Substantial noncompliance=0点) で評価される。その際、各評価段階の3つの分野の配点では、融資分野への配点が過半となるように重点配点が行われている。最終的には、総合得点に応じて、さらに4段階の最終格付け (20点以上は Outstanding, 11~19点は Satisfactory, 5~10点は Needs to improve, 0~4点は Substantial noncompliance) に当てはめられる (詳しくは、中本悟 [2012], 14ページ)。そして、小規模銀行は融資検査だけとなった。

また銀行は、コミュニティにおける住宅抵当貸付だけではなく、小規模ビジネス、小規模農業、消費者ローンの件数と金額について、その地理的、所得階層別構成を評価されることになった。さらに、銀行の直接的な貸付だけではなく、もっぱら低所得コミュニティで活動することをミッションとする CDFI (コミュニティ開発金融機関—これについては後述する) への投融资もコミュニティ再投資の一部 (CRA クレジット) として評価されるようになった。たとえば、国法銀行が資本金1千万ドルの CDFI に10万ドル出資 (出資比率1%) し、その CDFI が今度は1500万ドルのコミュニティ開発融資を行った場合には、銀行は1500万ドルの1%に当たる15万ドルのコミュニティ融資を主なものと評価され、当初の10万ドルの出資に対してレバレッジ効果が生じる (小関隆志 [2010], 8ページ)。こうした改革は、銀行がコミュニティ再投資活動を強めることに繋がった。

第3に、「1994年リーグルニール州際銀行業・支店業務効率化法」(The Riegle-Neal Interstate and Branching Efficiency Act of 1994) の成立である。同法は、もともと州を越えた支店設置を禁じていた「1927年マクファーデン法」を修正して、全国的に支店網を設置することを可能にした。ただし、金融機関監督当局が銀行の他州への支店設置申請を認可するには、銀行はコミュニティ再投資活動の評価で Satisfactory (良好) 以上の格付けが必要である。この法律もまた、銀行な

図3 大銀行に求められるコミュニティ再投資活動



出所) NCRC [2007], CRA Manual より作成。

らびに住民運動活動家にとっては、銀行にコミュニティ再投資関連活動を強めるうえでの挺子となった。

以上のように、1977年コミュニティ再投資法は、所期の目的である銀行の人種差別的な融資を是正し、低所得コミュニティへの信用供与と金融サービスの提供を実現するために、より実効的な改革が行われてきた。そして現在では、大銀行に求められるコミュニティ再投資活動は、図3に示すように、中心的なアフォーダブル住宅へのローンに加えて、小企業ビジネスローンやマイノリティや女性所有の金融機関への投融資など、多様な融資、投資、サービスの対象があり、コミュニティ再投資法が謳う「コミュニティの信用需要」は多岐にわたっている。

1990年代末には、大手銀行による低所得コミュニティ開発事業への投融資のほとんど多くは、CDFIを通じて、または銀行と低所得コミュニティを結合するブローカー的役割を果たす中間支援組織を通じて実行するようになってきた。前述のようにCDFIや中間支援組織への投融資活動が、CRAクレジットとして認定されるようになってきたからである。コミュニティ再投資に係る大手銀行は、コミュニティ開発やそのための金融の双方において、低所得コミュニティの現場の実情に通じており、また専門的経験を持つこれらの中間支援組織やCDFIを利用するのである。こうして、コミュニティ再投資法が成立したころは、銀行と低所得コミュニティ団体との関係が焦点であったが、1990年代末になると中間支援組織やCDFIとの関係が重要となってきたのである（Belsky, Eric S., Matthew Lambert, Alex von Hoffman, *ibid.*, p. 21）。

もともと1977年コミュニティ再投資法が対象としたのは、銀行の人種差別的な業務慣行であり、マイノリティが集住する低所得コミュニティへの差別的な業務慣行がその核心であった。これを是正するために、金融機関監督当局が銀行の低所得コミュニティへの業務実績を検査し、その評価の格付けにより、銀行の経営展開を規制することを通じて、「コミュニティの信用需要」への対応を促そうとしたのであった。しかし、このいわば「上からの規制」は成果を上げるには実効的ではなかった。その成果を上げるためには、1989年に成立した「金融機関改革・再生法 (The Financial Institutions Reform and Recovery Act: FIRREA)」によって、1975年の「住宅抵当貸付公開法」(Home Mortgage Disclosure: HMDA)の強化が必要であった。これによって、各銀行のコミュニティ再投資関連業務の実態と金融機関監督の評価の格付の情報が公開され、住民団体や報道機関が銀行の行動を批判し、銀行や金融機関監督当局とそれを巡って交渉できるようになったのである。この意味で、コミュニティ再投資法は、全米消費者連盟の住宅・信用政策部長のアレン・J・フィッシュベイン (Fishbein, Allen J. [2003]) が述べたように、「知る権利の法律」となったのである。コミュニティ再投資法が、低所得コミュニティの開発のための資金供給に資するかどうかは、金融行政と住民団体の行動にかかっている。

2 CDFI ファンド (1994年) と NMTC (新市場税額控除) プログラム (2000年)

低所得者や低所得コミュニティへの資金供給で、コミュニティ再投資法と並んでもう一つ重要なのが1994年に創設された CDFI ファンド (Community Development Financial Institutions Fund) すなわちコミュニティ開発金融機関ファンド、そしてこれを基礎にして2000年に創設された新市場税額控除 (NMTC: New Market Tax Credit, 以下 NMTC と略記する場合もある) プログラムである。

予め、コミュニティ再投資法と CDFI ファンドならびに新市場税額控除 (NMTC) との異同を明らかにしておく。これら3者ともに、低所得コミュニティへの民間資金の供給を意図したものであることは共通している。ただしコミュニティ再投資法は、それを民間銀行の法的義務として課しているのに対して、他の2者は連邦政府の財源による競争的資金を通じて、低所得コミュニティへの民間資金の供給を誘引しようとするものである。

(1) CDFI の発展

CDFI ファンドを論じる前に、CDFI についてみておく。CDFI (Community Development Financial Institutions)、すなわちコミュニティ開発金融機関とは、低所得者の居住者が集住し、経済的に衰退している地域で、地域住民や企業が通常の銀行からの金融サービスを受けられないようななかで、もっぱらこれらの地域住民や企業に対して金融サービスを行うことをミッションとする金融機関を指す (アメリカの代表的かつ多様な CDFI の事例研究は、明石 [2012] が詳しい)。その形態は、①コミュニティ開発銀行 (CD Bank)、②コミュニティ開発信用組合 (CD Credit union)、③コミュニティ開発貸付ファンド (CD Loan fund)、④コミュニティ開発ベンチャ・キャピタル (CD VC) である。

① コミュニティ開発銀行は、取締役会にコミュニティの代表を置く営利金融機関であり、その預金は連邦預金保険公社によって保証されるとともに、関連金融機関の監督下にある。

② コミュニティ開発信用組合は、低所得コミュニティで活動する組合員所有の非営利団体で

あり、連邦機関の監督下にある。

③ コミュニティ開発貸付ファンドは、コミュニティ代表が入った取締役会によって運営され、そのほとんどは非営利であり規制と監督を受けない。

④ コミュニティ開発ベンチャ・キャピタルは、低所得コミュニティの中小企業への出資などを行う営利機関であり、多くは有限責任会社または有限責任パートナーシップであり、規制されていない。

このようなCDFIの歴史は古く、1880年代にアフリカ系アメリカ人を対象としたアフリカ系アメリカ人所有の銀行の誕生にまで遡る。その後1930年代から40年代にかけては、南部農村部で金融サービスへのアクセスのないアフリカ系アメリカ人を対象として、コミュニティ開発信用組合が簇生した。1960年～70年代にはコミュニティ開発法人の発展とともに、コミュニティ開発信用組合がさらに増加した。これに対して、1980年代から90年代にかけてはコミュニティ開発貸付ファンドが急増した。そして、1994年に財務省に創設されたCDFIファンドによって、コミュニティ開発貸付ファンドをさらに急増した。

CDFI全体については正確なデータはないが、CDFI業界が自主的にCDFI Data Projectを結成し、データを公表している。2010年発行のCDFI Data Projectの推計によれば、CDFIの件数は2010年4月30日時点で、360のコミュニティ開発銀行、295のコミュニティ開発信用組合、560のコミュニティ開発貸付ファンド、80のコミュニティ開発ベンチャ・ファンドなど総計で1,295件を数える（CDFI Data Project [2010], p.7）。

2010年のCDFI Data Projectは、2008年度におけるCDFIの活動を調査するために、総計495件のCDFIからデータを集めた（CDFI Data Project [2010], p.8）。その内訳は、65のコミュニティ開発銀行、284のコミュニティ開発信用組合、146のコミュニティ開発貸付ファンドである。資産規模では、65のコミュニティ開発銀行の総資産は162億ドル、284のコミュニティ開発信用組合の総資産は78億ドル、146のコミュニティ開発貸付ファンドのそれは55億、総計で294億ドルであり、中位資産額はそれぞれ、1.4億ドル、400万ドル、1300万ドルであり、どれも零細な金融機関群である。ちなみに2008年末の全米の預金金融機関の総資産は13兆8千億ドルであったので、これらのCDFI全体の資産はその0.2%にすぎない。またCDFI業界は上位集中度が高い。資産規模上位50のCDFIでこれらの総資産の69%、最大規模10機関で34%を占めている。調査対象となったCDFIの53%は保有資産1千万ドル未満の零細規模の金融機関であり、一方、保有資産1億ドル以上の機関は39の銀行、14の信用組合、9の貸付ファンドであった。

このようにCDFIのほとんど多くは、低所得コミュニティにおいて業務展開する零細な金融機関なのである。ただし、Self-Help（ノースカロライナ州）、The Investment Fund（ペンシルベニア州）、Coastal Enterprise（メイン州）などごく少数のコミュニティ開発貸付ファンドは、複数の州にわたる業務を展開するとともに、連邦政府に政策提言を行っている。

(2) CDFI ファンド（1994年）による CDFI の支援

政府の財政支出によってCDFIの活動をてこ入れしようとするのが、財務省の管轄で運営されるCDFIファンドである。これは、クリントン政権下で成立した「1994年リーグル・コミュニティ開発・規制改革法」（Riegle Community Development and Regulatory Improvement Act of 1994）に基づいて創設されたものである。もともとヒラリー・クリントンが、シカゴの低所得コミュニ

ティの一つである South Shore (居住者の95%がアフリカ系人) の再生に寄与した South Shore Bank の幹部と友人関係にあった。アーカンソー州知事時代に、この成功を知ったビル・クリントンが、同種の銀行の100件の設立を大統領選候補時に掲げた。大統領になったのち、この種の銀行を新設するよりも、この種の既存の機関を選定して支援するべきだという関連業界の声もあり、超党派で成立したのがこの法律である (Benjamin, Lehn (Cornell University), Julia Sass Rubin (Rutgers University), Sean Zielenbach (Housing Research Foundation [2004], p.6)

財務省管轄下の基金として設置されたこの CDFI ファンドは次のような活動を行っている (CDFI ファンドの HP: http://www.cdfifund.gov/who_we_are/about_us.asp, Community Development Financial Institutions Fund [2012], *CDFI Program Awards, FY 2012 Awards*などを参照)。

① CDFI ファンド・プログラムの実施

アフォーダブルな金融商品やサービスへのアクセスを欠いている低所得者や低所得コミュニティ⁷⁾に対応する CDFI に対して、連邦政府財源によって財政的支援や能力向を図る。これには下記の2種類の補助金があり、1994年から2012年までの総額で10億ドルの補助金を支出している。

(a) 財政支援補助金 (FA: Financial Assistance Awards)

CDFI ファンドが予め認定した「認定 CDFI (Certified CDFI)」に対して、認定 CDFI のニーズに則して、投資、貸し付け、預金、補助金を供与する。これを受けた認定 CDFI は、同額かつ同形態の連邦資金を伴わない民間のマッチングマネーを準備し、低所得コミュニティにおける金融商品や金融サービスの需要を満たす必要がある。1件で200万ドルまでの申請ができる。要するに、この助成は認定 CDFI が低所得コミュニティで行おうとする金融活動に対応する方法で支援し、民間資金の誘発を促すものである。CDFI ファンドの補助金では最大規模のものである。

(b) 経営支援補助金 (TA: Technical Assistance Awards)

この補助金は、認定 CDFI もしくはそれを目指す CDFI に対して、10万ドルまでを提供する。この補助金を利用して、備品購入やコンサルティング契約、従業員の給与や付加給付の支給にも使えるものである。

② 新市場税額控除 (NMTC: New Markets Tax Credit)

2000年に創設され、2002年から実施されている NMTC (New Markets Tax Credit)、すなわち新市場税額控除プログラムによって、コミュニティ開発団体 (CDE: Community Development Enterprise) に投資税額控除枠を与え、次にはこのコミュニティ開発団体が民間から投融資資金を募り、これらの資金を低所得コミュニティ開発に投じるのである。これについては、次頁で詳述する。

③ 銀行補助金 (BEA: Bank Enterprise Awards)

FDIC (預金保険公社) によって預金を保証されているすべての預金金融機関が申請することができる補助金であり、それを獲得した預金金融機関が、困窮地区の(a)認定 CDFI に対して資本投資、貸付、助成金、預金、経営支援をする、(b)アフォーダブルな住宅抵当貸付、小企業貸付、住宅修理貸し付け、商業用不動産貸付、教育貸付をする、(c)預金、金融サービスをする、以上のことを促進する目的である。

④ 先住民支援 (Native Initiatives)

先住民の CDFI もしくは CDFI を指向する金融機関に対して財政支援、経営支援、訓練を行う。

表3 2012年度のCDFIファンドによる財政的支援（FA）と経営支援（TA）の申請と認可件数

	財政的支援（FA）					経営支援（TA）				
	申請 件数	申請の 内訳 （%）	認可 件数	認可率 （%）	認可の 内訳 （%）	申請 件数	申請の 内訳 （%）	認可 件数	認可率 （%）	認可の 内訳 （%）
貸付ファンド	201	73.6	120	59.7	83.3	89	76.7	26	29.2	78.8
信用組合	44	16.1	15	34.1	10.4	24	20.7	7	29.2	21.2
ベンチャ・キャ ピタル	6	2.2	3	50.0	2.1	2	1.7	0	0.0	0.0
預金金融機関	22	8.1	6	27.3	4.2	1	0.9	0	0.0	0.0
総 計	273	100.0	144	52.7	100.0	116	100.0	33	28.4	100.0

出所) Community Development Financial Institutions Funds, FY 2012 Awards より作成。

表4 2012年度のCDFIファンドによる財政的支援（FA）と経営支援（TA）の申請額と認可額

(単位: 千ドル, %)

	財政的支援（FA）					経営支援（TA）				
	申請額	申請の 内訳 （%）	認可額	認可率 （%）	認可の 内訳 （%）	申請額	申請の 内訳 （%）	認可額	認可率 （%）	認可の 内訳 （%）
貸付ファンド	258,262	70.2	124,275	48.1	83.3	8,550	77.0	2,371	27.7	77.7
信用組合	59,026	16.1	13,773	23.3	9.2	2,295	20.7	679	29.6	22.3
ベンチャ・キャ ピタル	10,000	2.7	3,861	38.6	2.6	200	1.8	0	0.0	0.0
預金金融機関	40,366	11.0	7,323	18.1	4.9	59	0.5	0	0.0	0.0
総 計	367,654	100.0	149,232	40.6	100.0	11,104	100.0	3,050	27.5	100.0

出所) Community Development Financial Institutions Funds, FY 2012 Awards より作成。

(3) 財政支援補助金（FA）、経営支援補助金（TA）、銀行補助金（BEA）の規模と役割

前述のように全米のCDFIは2010年時点で1295件あり、そのなかでCDFIファンドによって認定され、財政支援などの申請資格がある認定CDFIは、68のコミュニティ開発銀行、170のコミュニティ開発信用組合、567のコミュニティ開発貸付ファンド、25のコミュニティ開発ベンチャ・ファンド、30の預金機関所有企業持ち株式会社の総計860件であった（CDFI Data Project [2010], p.7）。このようにCDFIは、件数ではコミュニティ開発貸付ファンドやコミュニティ開発銀行が多いが、認定CDFIの件数ではコミュニティ開発貸付ファンドが圧倒的に多い。なおコミュニティ開発銀行の過半は、マイノリティが所有しているか、もっぱらマイノリティのコミュニティで業務を行っている銀行である。

2012年度の認定CDFIのCDFIファンドのプログラムへの申請と実績は、表3および表4に見られる。申請と認可実績の件数および認可額の双方でコミュニティ開発貸付ファンド向け支援が圧倒的に多い。2012年度の財政補助金総額は約1億5千万ドルであった。財政的支援（FA）を得た貸付ファンドは、主としてアフォーダブル住宅の建設や中小企業向け貸付を行う。金額ベースでは、これら二つで約70%を占める（Community Development Financial Institutions Fund [2012], p.25）。

CDFIファンドの経営補助金（TA）でも、その申請と認可実績の件数および認可額の双方で貸

付ファンド向け支援が圧倒的に多い。2012年度の経営支援補助金は300万ドルであり、補助金対象となった事業は零細企業が33%、次いでアフォーダブル住宅が25%である。この経営支援補助金の使用目的は多様であるが、金額ベースでは59%が従業員の給与、16%が専門的なサービス提供に使用された。

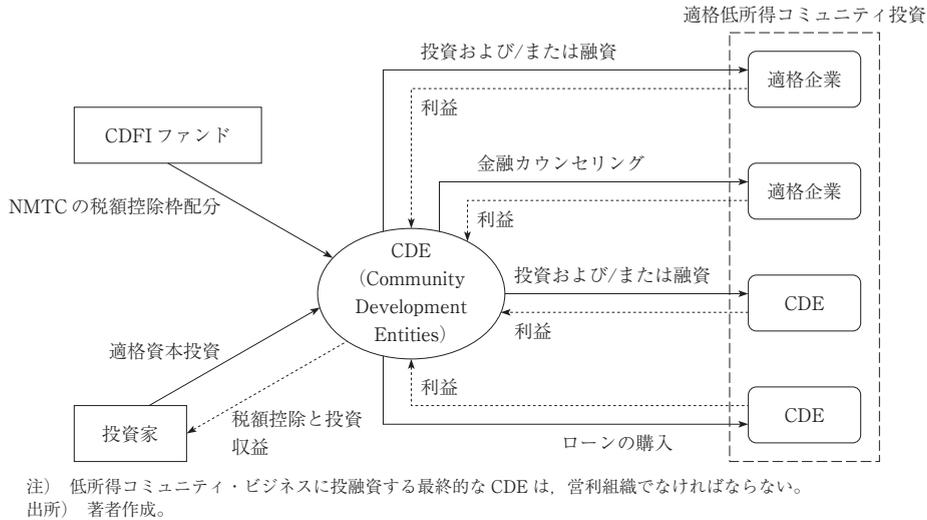
銀行補助金 (BEA) は、預金保険公社加盟の預金金融機関であれば申請できる。2012年度では71機関が総額8,850億ドルの銀行補助金を申請したが、CDFI ファンドが認可したのは59件、補助金総額は1,800万ドル、平均30万ドルであった。これらの補助金はCDFI が、困窮コミュニティの活動を行う際の補助金として使うことが多い。

以上のようなCDFI ファンドによるCDFI への政府補助金は、表3および表4に明らかなように、倍率の高い競争的資金である。CDFI が補助金を認可されるには、プログラムの内容やプログラム・マネジャーの経歴、財務監査報告などについて、詳しく審査される (小関隆志 [2010], 15ページ)。したがって、補助金を認可された金融機関は、その経営が高く評価され、他の民間資金も獲得しやすくなる。また財政的支援 (FA) は、そのプログラム自体に、補助金に対するマッチング・マネーを組み込んでおり、民間資金の動員を目的としている。

コミュニティ開発銀行 (CD Bank) ではない通常 (伝統的な、メインストリームの、という意味) の銀行にとっても、CDFI への貸付や投資はCRA クレジットとしてカウントされるので、これがCDFI への投融資の誘因となる。CDFI にとっても通常の銀行は有力な資金源となる。たとえば、2008年度のコミュニティ開発貸付ファンドの資金調達源の53%は通常の銀行であった。CDFI Data Project (2010) の報告は、銀行とコミュニティ開発貸付ファンドとの関係を以下のように捉えている。コミュニティ開発貸付ファンドは、顧客をよく知り、彼らの運用資産をしばしばモニタリングし、また彼らに経営支援を行う。このようなコミュニティ開発貸付ファンドは、銀行にとっては安全な投資機構であり、また柔軟なパートナーである。さらに、銀行はコミュニティ開発貸付ローンへの投資によって、CRA クレジットを得ることができる、という。またコミュニティ開発銀行についても、コミュニティに対する知識や経験によって、メインストリームの銀行がリスクとコストの高さゆえに提供できないような金融商品やサービスを提供できる、という。

このような伝統的な銀行とCDFI のパートナーシップの有効性については、コミュニティ開発金融の専門研究者であるジュリア・S・ルービンも強調する。たとえば、伝統的な銀行がコミュニティ開発貸付ファンドと低所得コミュニティ開発 (それは、チャーター・スクール、チャイルドケア・センター、ヘルスケア施設、社会サービス施設、文化施設、集合住宅の建設や中小企業貸付など) のために協調融資体制を組む場合、コミュニティ開発貸付ファンドは銀行に対して劣後 (subordinate position) にあり、リスクのすべて、またはほとんどを引き受けることになる。また、銀行はコミュニティ開発貸付ファンドに投資をしたり、取締役会に銀行の代表を送り込むこともする。このようなコミュニティ開発プロジェクトには公的補助金が付いたり、借り手に対してコミュニティ開発貸付ファンドがコンサルティングや専門的支援を行う。これらの結果、伝統的な銀行は以前にはリスクだと判断していたコミュニティ開発融資を安全だと考えるようになっていく。他方、コミュニティ開発貸付ファンドは、リスクを引き受けることによって、伝統的な銀行に対して以前は拒否したコミュニティ開発融資を行うよう誘導するのである (Rubin, Julia Sass [2009], pp. 3-

図4 新市場税額控除（NMTC）の仕組み



4)。

以上のように、一方で、現場を熟知しているコミュニティ開発貸付ファンドをはじめとするCDFIがリスクを取りながら、他方で低所得コミュニティへの投融資を増やし、CRAクレジットを獲得したいメインストリームの銀行が資金を供給するという分業と協業関係が成熟しつつある。この意味では、CDFIは銀行によるコミュニティ再投資のための中間支援組織としての役割を果たしている（前掲図2参照）。

(4) 新市場税額控除（NMTC: New Markets Tax Credit）

低所得コミュニティにおいてコミュニティ開発法人や一般企業が新規ビジネスや不動産開発事業を作り出し、「新市場」を拡大するために創設されたのが「新市場税額控除（NMTC: New Market Tax Credit）（以下では、NMTCと略記する）である。このプログラムは、2000年12月に成立した「2000年コミュニティ再生減税法（Community Renewal Tax Relief Act of 2000）」によって成立した。当初は5年間の時限立法であったが、その後も議会により延長が続いており、2013年度は35億ドルの税額控除が決定されている。

NMTCは財務省のCDFIファンドと内国歳入庁（IRS）が共同で管理する。毎年の税額控除枠は議会によって決められ、その税額控除を配分するのがCDFIファンドである。CDFIファンドからNMTCによる税額控除枠を配分されるには、その申請組織がCDE（Community Development Entity）として認定されなければならない。そのためには、申請組織は以下の条件を満たす必要がある。①国内法人もしくはパートナーシップである、②そのミッションはもっぱら低所得コミュニティへの業務を行うことにある、③組織の取締役会もしくは評議会に低所得コミュニティの住民代表を入れる、このような基準をクリアして、その組織はCDEとして認可される。なお、認定CDFIは自動的にCDEとなる資格があるが、CDEとして登録する必要がある。CDEは、2010年では累計で1011件である（U.S. Government Accountability Office [2012], pp. 4-5）。

さて、NMTCによる税額控除を得るためには、CDEは事業計画と資金計画を盛り込んだ税額控除額を申請する。CDFIファンドは3人の外部審査委員に、申請したCDEのビジネス戦略、

コミュニティへのインパクト、経営能力、資本化戦略画の視点から、各申請について評点をつけてもらい、最終的にCDFIファンドが税額控除の有無ならびに配分枠を決定する。第1回目の配分が行われた2003年以来、毎年の税額控除配分希望額は税額控除予定額の最低でも4.5倍に達する競争倍率の高い税額控除プログラムである (U.S. Government Accountability Office [2010], p. 4)。

CDEに対して配分された税額控除額は、図4のような流れを経て最終的に低所得コミュニティの新事業資金として利用される (U.S. Government Accountability Office [2010], pp. 4-5)。まずCDFIファンドがCDEに対して税額控除額を割り当てる。次にCDEは、個人や企業、銀行などに税額控除を組み込んだ投資を募り、それに応じた投資家はCDEに資本投資をする (これを適格資本投資 [Qualified Equity Investment] という)。投資家の投資に対しては、7年間の税額控除が認められる。すなわち、投資金額に基づいて最初の3年間は毎年5%、あとの4年間は毎年6%、合計で39%の税額控除が受けられるのである。ただし、当然のことながら投資家は最低7年間は、適格資本投資の売却はできない。また、内国歳入庁に税額控除を申請できるのは、投資から6年後になる。

投資家から投資資金の払い込みを得たCDEは、その払込金の85%以上を1年以内に低所得コミュニティのビジネス (商工業ビジネス) に投資や融資しなければならない。この投融資を「適格低所得コミュニティ投資」 (Qualified Low-income Community Investment) という。また低所得コミュニティ・ビジネスに金融カウンセリング、財務分析、ビジネス計画などの経営支援を行うことも「適格低所得コミュニティ投資」となる。さらに、低所得コミュニティ・ビジネスに投融資せず、別のCDEに投融資したり、別のCDEから貸付債権を購入するのも「適格低所得コミュニティ投資」に入る。しかし、その際重要なのは、配分された投資税額控除を組み込んだ投資払込金を最終的に低所得コミュニティ・ビジネスに投融資するCDEは、営利組織でなければならない、ということである。これはCDEによる「適格低所得コミュニティ投資」の投資収益性を確保するためである。

実際の低所得コミュニティ・ビジネス開発にこのNMTCを利用する場合には、これを単独で使うことは少ない (NMTCを利用した低所得コミュニティ開発事業への資金調達・利用、及びその具体例 [Coastal Enterprise Inc.] については、金淳植 [2012] が詳しい) 計画しているプロジェクトに対しては、財団や個人からの寄付、銀行からの借入金、州政府や地方政体からの補助金などから得られる資金と実際の必要資金とのギャップを埋めるために使われるケースが多い。結果的には、プロジェクトの必要資金の20-30%程度をこのNMTCを利用した投資資金で補充しているという (U.S. Government Accountability Office [2010], p. 14)。低所得コミュニティ開発の側からみれば、このNMTCによって市場金利よりも低い金利でコミュニティ開発事業に投融資できる。またNMTCを獲得することによって、いわば政府のお墨付きを得て、他の財源からの調達も促進されるのである。一方、銀行や投資家にとっては、7年間で資本投資の39%の税額控除があるというのが最大の魅力であり、2008年では1ドルのNMTCに対しては0.75~0.80ドルの市場取引が行われたが、その後の金融危機のなかで市場取引価格は低下し、2009年では0.65~0.7ドル、場合によっては0.5ドルにまで下がったという (U.S. Government Accountability Office [2010], p. 23)。もちろん、低所得コミュニティの現場を熟知するCDEがNMTCを管理しているというのも、銀行や投資家にとって低リスクを意味する。

NMTCによる税額控除を組み込んだ投資資金は、低所得コミュニティのいかなる事業に使われているのか。NMTC 関連団体によれば、2003年～2010年の間に CDE は203億ドルの税額控除配分を受け、450億ドル相当の事業を展開した。プロジェクトの総計は2,914件で、そのうちの1110件（ほぼ40%）は商工業（不動産、小売業、製造業）であり、次いでコミュニティ・サービス250件、ヘルスケア227件、教育220件、芸術・観光・リクレーション施設210件、サービス業162件、輸送・倉庫・物流関連152件、など多岐に及んでいる（New Market Tax Credit Coalition [2012], p.2）。

NMTCの税額控除率は、低所得住宅税額控除（LIHTC）が100%であるのに対して、39%である。したがって、収益性の高いビジネス、典型的には不動産開発を指向する。NMTC 関連団体の推計では、NMTCによるプロジェクトで、建設投資や事業経営投資およびそれによる雇用創出などの直接、間接の波及効果は大きいという。その結果、2010年ではNMTCによる税額控除で7.2億ドルの連邦政府の歳入減となったが、他方ではNMTCによる事業で直接的なだけで11億ドルの税収があり、これは50%の投資利益率を意味するという（New Market Tax Credit Coalition [2012], p.7）。

しかし、問題は、NMTCによる投資が、企業や個人の投資資金の単なる転換なのか、それとも純増なのか、ということである。これについてはまったく不明である。また、NMTCの配分条件を満たす全米の国勢調査地区は39%、全米人口の36%に上るにもかかわらず、NMTCの配分が一部の州と都市部に集中しているのが実情である（Marple, Donald J. [2012]）。

おわりに

小稿では、1960年代の「もう一つのアメリカ」の発見以来の、低所得コミュニティ開発金融について、そのための主たる制度や機関の役割の変遷を分析した。その結果、コミュニティ開発金融の視点からみると、以下の諸点が重要である。

第1に、アメリカの低所得コミュニティの開発には、小規模ではあるが、コミュニティの実情に通じ、地域住民を包摂するコミュニティ開発法人が主体となっている。これは、多様なコミュニティの開発には有益であり、地方分権と地域民主主義の一翼を担っている。それだけに、この小規模のコミュニティ開発法人の活動資金の調達が決定的に重要である。

第2に、1977年コミュニティ再投資法は、「コミュニティの信用需要」を充足する社会的責任を銀行に課したものであるが、この法律が実効的となるには銀行の低所得コミュニティ向け業務に関する情報公開が不可欠であった。「1975年住宅抵当貸付公開法」が強化され、公開された情報に基づいて住民団体や報道機関が銀行のコミュニティ再投資活動に関する社会的責任を問えるようになり、銀行もまたその評価を考慮するようになったのである。地域民主主義のためには、このような情報公開が必要であった。これによって金融機関監督当局による検査という「上からの規制」だけでなく、住民による「下からの規制」も実現できるのである。

第3に、1990年代以降、連邦政府は低所得コミュニティ開発向けの財政的支援を補助金から低所得者用住宅税額控除などの租税支出にシフトした。2000年に創設されたNMTCもこの流れに

ある。このような税額控除は、たしかにコミュニティ開発のための公民連携を支える第3者の金融的支援である(金淳植 [2012], 66ページ)。しかし、これらの投資税額控除による資金調達には、投資家に対する投資収益性が前提とされており、コミュニティ開発が高い収益性が期待される不動産開発を指向したり、投資資金の調達が投資市況に左右されるという大きな限界もある。

第4に、1990年代半ば以降、アメリカの銀行界では集中が急速に進んできたが、大手銀行が低所得コミュニティ開発に投融資するうえで、低所得コミュニティの実情に通じた零細なCDFI(地域開発金融機関)の役割が重要である。CDFIは、低所得コミュニティへの投融資を誘引するうえで水先案内人であり、メインストリームの銀行と低所得コミュニティとを繋ぐ中間支援組織なのである。したがって、CDFIファンドのようなCDFIに対する財政的支援は不可欠である。

注

- 4) もととは、Housing and Urban Development Act of 1977の Title VIII (第8章)として立法化された。現在は、「合衆国法典」第12編第30章が、1977年コミュニティ再投資法に当たる(<http://www.law.cornell.edu/uscode/text/12/chapter-30>)。
- 5) ハーバード大学の住宅総合研究センター(Joint Center for Housing)が主催して、2000年にニューヨーク3回、ワシントンDC2回、アトランタ3回、サンフランシスコ3回で行った討議である。
- 6) Atlanta Constitution紙の1988年5月1日から4日までのBill Dedmanによる記事 *The color of money* は、1980年代においても銀行の人種差別的な融資慣行がなお根深く残っていることを暴露した。本記事は、翌年のジャーナリズム部門のピューリツァー賞を受賞した。
- 7) CDFIファンドの助成対象となるCDFIは、低所得コミュニティの開発をミッションとする金融機関であるが、この低所得コミュニティの定義は、コミュニティ再投資法のそれよりは広い。すなわち貧困率が20%以上の国勢調査区かつ/または、その世帯の中位所得が州全体の世帯の中位所得の80%未満の国勢調査区としている(US Government Accountability Office [2012], p.note 2)。2004年以降は、この対象はさらに広げられた。

(引用・参考文献)

- 明石芳彦 [2012] 「コミュニティ再生における社会的企業・中間組織の活動と資金調達」, 「社会的企業・中間支援組織のコミュニティ再生・支援活動と社会的インパクト」(矢作弘・明石芳彦編著『アメリカのコミュニティ開発』ミネルヴァ書房, 第4章, 第5章)
- 金淳植 [2012] 「コミュニティ開発の支援制度としてのNMTC」(矢作弘・明石芳彦編著『アメリカのコミュニティ開発』ミネルヴァ書房)
- 小関隆志 [2010] 「アメリカのコミュニティ開発金融政策とCDFI」明治大学『経営論集』57(3)
- 地主・村山・加藤編著 [2012] 『現代アメリカ経済論』ミネルヴァ書房
- 柴田武男 [2001] 「コミュニティ・バンキング概念について: 銀行と地域社会との関係を巡って」『聖学院大学論叢』14巻1号
- 塚谷文武 [2012] 「アメリカのNPOと租税優遇措置」(渋谷博史・根岸毅宏編 [2012] 『アメリカの分権と民間活用』日本経済評論社)
- 中本悟 [2012] 「アメリカの地域開発における銀行の社会的責任-CRAの成果と意義」(矢作弘・明石芳彦編著『アメリカのコミュニティ開発』ミネルヴァ書房)
- 三瓶弘喜 [2006] 「アメリカにおける連邦制的地域統合の特質——地域金融・地域的資金循環構造の観点から」, 熊本大学『文学部論叢(歴史学編)』Vol. 89.
- 高田太久吉 [1993] 「銀行と地域: 米国『地域再投資法』を担当めぐる最近の動向」『中央大学企業研究所年報』第14号

- 馬場宏二 [2011] 『宇野理論とアメリカ資本主義』 御茶の水書房
- 福光寛 [1993] 「CRA (地域再投資法) について」 『立命館経済学』 42巻1号
- 松田岳 [2004] 「米国の地域コミュニティ金融：円滑化策とそれが機能するための諸条件」 Discussion paper series, Volume 14, 金融庁金融研究研修センター
- Abrevanel, Martin D, Nancy M. Pindus and Brett Theodos [2010] *Evaluating Community and Economic Development Programs*, Urban Institute.
- Alperovitz, Gar [2005] *America Beyond Capitalism: Reclaiming Our Wealth, Our Liberty, and Our Democracy*, Hoboken: John Wiley & Sons, Inc.
- Avery, Robert B., Glenn B. Canner, Shannon C. and Dan S. Sokolov [2005] "Community Banks and Rural Development: Research Relating to Proposals to Revise the Regulations That Implement the Community reinvestment Act," *Federal Reserve Bulletin*, Spring.
- Belsky, Eric S., Matthew Lambert, Alex von Hoffman [2003] "Insights into the Practice of Community Reinvestment Act Lending: A Synthesis of CRA Discussion Groups," *Harvard Joint Center for Housing Studies*, September.
- Benjamin, Lehn (Cornell University), Julia Sass Rubin (Rutgers University), Sean Zielenbach (Housing Research Foundation) [2004] "Community Development Financial Institutions: Current Issues and Future Prospects," *Journal of Urban Affairs*, Vol. 26, Number 2.
- Brown, Jonathan [1991] "Community Benefit Requirements for Banking Institutions: The U. S. Experience," Washington, D. C, Essential Information/Banking Research Project.
- CDFI Data Project [2010], *Eighth Edition, Providing Capital Building Communities, Creating Impact*.
- Community Development Financial Institutions Fund [2012] *CDFI Program Awards, FY 2012 Awards*.
- Evanoff, Douglas D. and Lewis M. Segal [1996] "CRA and fair lending regulations: Resulting trends in mortgage lending," FRB of Chicago, *Economic Perspective*, Vol. 20, November.
- Federal Reserve Bank of Dallas [2005] *A Banker's Quick Reference Guide to RCA*.
- Federal Reserve Bank of Dallas [2009] "The CRA and Subprime Lending: Discerning the Difference," *Banking and Community Perspective*, issue1.2009 (<http://www.dallasfed.org/ca/bcp/2009/bcp0901.pdf>)
- Fishbein, Allen J. [1992] "The Community Reinvestment Act After Fifteen Years: It Works, But Strengthened Federal Enforcement is Needed," *Fordham Urban Law Journal*, Vol. 20, Issues 2.
- Fishbein, Allen J. [2003] "The Ongoing Experiment with 'Regulation from Below': Expanded Reporting Requirements for the HMDA and CRA," *Housing Policy Debate*, Vol. 3, Issue 2.
- Frisch, Michael and Lisa J. Servon [2006] "CDCs and the Changing Context for Urban Community Development: A Review of the Field and the Environment," *Community Development*, Vol. 37, No. 4, Winter.
- Garwood, Griffith L. and Dolores S. Smith [1993] "The Community Reinvestment Act: Evolution and Current Issues", *Federal Reserve Bulletin*, April 1993.
- Grogan, Paul S and Tony Proscio [2000] *Comeback Cities, A Blueprint for Urban Neighborhood Revival*, Boulder, Westview Press.
- Harrington, Michel [1962] *The Other America: Poverty in the United States*. New York: Macmillan, 1962 (内田満・青山保訳 [1965] 『もう一つのアメリカー合衆国の貧困』 日本評論社)
- Jacobs, Jane [1984] *Cities and the Wealth of Nations, Principle of Economic Life*, New York, Random House (中村達也・谷口文子訳 [1986] 『都市の経済学』 TBS プリタニカ)
- Jackson, Kenneth T. [1985] *The Crabgrass Frontier*. New York: Oxford University Press.

- Lacker, Jerry M. [1995] "Neighborhood and Banking", Federal Reserve Bank of Richmond, *Economic Quarterly*, Vol.81/12.
- Ludwig, Eugene, A. Ames Kamihachi, and Laura Toh [2009] "The CRA: Past Successes and Future Opportunities," in Federal Reserve Banks of Boston and San Francisco, *Revisiting the CRA: Perspectives on the Future of the Community Reinvestment Act*.
- Marples, Donald J. [2012] "New Markets Tax Credit: An Introduction," CRS Report for Congress, Congressional Research Service.
- NCCED [2005] *Reaching New Heights: Trends and Achievements of Community-based Development Organizations, 5th National Community Development Census*.
- NCRC [2007] *CRA Manual* (http://www.ncrc.org/images/stories/pdf/cra_manual.pdf)
- Olson, Jhon, Prabal Chakrabarti, and Ren Essene [2009] "A Framework for Revisiting the CRA," in Federal Reserve Bank of Boston and San Francisco, *Revisiting the CRA: Perspectives on the Future of the Community Reinvestment Act*.
- Rubin, Julia Sass [2009] "Shifting Ground: Can Community Development Loan Funds Continue to Serve the Neediest Borrowers?", Federal Reserve Bank of San Francisco, Community Development Investment Center, *Working Paper* (2009-01)
- Taylor, John and Josh Silver [2009] "The Community Reinvestment Act: 30 Years of Wealth Building and What We Must Do to Finish the Job", in Federal Reserve Banks of Boston and San Francisco, *Revisiting the CRA: Perspectives on the Future of the Community Reinvestment Act*.
- U. S. Government Accountability Office [1995] "Community Reinvestment Act: Challenges Remain to Successfully Implement CRA," GAO/GGD-96-23, Washington, DC, GAO.
- U. S. Government Accountability Office [2010] "New Markets Tax Credit The Credit Helps a Variety of Projects in Low-Income Communities, but Could Be Simplified, Community," GAG-10-334, Washington, DC, GAO.
- U. S. Government Accountability Office [2010] "Community Development Financial Institutions and New Markets Tax Credit Programs in Metropolitan and Nonmetropolitan Areas," Washington, DC, GAO.
- U. S. Government Accountability Office [2010] "New Market Tax Credit, The Credit Helps Fund a Variety of Projects in Low-Income Communities, but Could Be Simplified," Washington, DC, GAO.
- U. S. Government Accountability Office [2012] "Community Development Institutions and New Markets Tax Credit Programs in Metropolitan and Nonmetropolitan Areas".
- U. S. House of Representatives [2008] Committee on Financial Services [2008], *Hearings: The Community Reinvestment Act: Thirty Years of Accomplishments, But Challenges Remain*. Washington, DC, USGPO.